

講演録

生活用動産の譲渡益や学資貸与の債務免除益に所得税は課されるか

—非課税所得をめぐる個別的検討—

明治大学大学院法務研究科（法科大学院）教授
岩崎政明

◆SUMMARY◆

本稿は、令和4年11月に配信された「税務大学校公開講座」(WEB配信)における岩崎政明教授(明治大学大学院法務研究科(法科大学院))の講演内容である。

本講演では、所得税法上の非課税所得について概観された後、同法9条1項9号に規定する生活用動産の譲渡益に係る非課税措置に関連して生ずる問題として、フリマアプリ等を利用して譲渡した生活用動産の転売益を当然に非課税所得とするのが適切かどうか検討され、インターネット取引に対応した法的整備の必要性について言及された。

次に、所得税法9条1項15号に規定する法人からの学資貸与金に係る債務免除益が平成28年改正によって非課税所得とされた経緯及び理論を考察された上で、政府が「新しい資本主義」の柱の一つに掲げる「人への投資」策へ活用することを提案された。

(税大ジャーナル編集部)

キーワード：所得税法上の非課税所得、生活用動産の譲渡益、フリマアプリを利用した転売益の課税、学資貸与金の債務免除益、人への投資・新しい資本主義に対応する税制

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次	
I はじめに：所得税法上の非課税所得をめぐる新展開	2
II フリマアプリ、オークションサイト等による生活用動産の譲渡益	3
1. 所得税法 9 条 1 項 9 号等の制度趣旨	3
2. 生活用動産の譲渡手段の多様化による新たな課税問題	4
3. 国税不服審判所裁決の紹介と検討	5
4. インターネット取引に対応した法的整備の必要性	7
III 法人からの学資貸与金に係る債務免除益	8
1. 所得税法 9 条 1 項 15 号等の制度趣旨	8
2. 国税不服審判所裁決の紹介と検討	9
3. 法人における人材確保と教育格差の是正との調整策	10
IV おわりに：時代の変化と制度をどのように調和させるか	10

I はじめに：所得税法上の非課税所得をめぐる新展開

本稿においては、所得税の物的課税除外として、所得税法（以下「法」という。）9条1項に規定する非課税所得について取り上げ、次の具体的利得が非課税の対象となるかどうかについて検討する⁽¹⁾。

まず、法9条1項9号、法施行令25条に規定する「生活用動産の譲渡益」に係る非課税措置に関連して生ずる問題を検討する。最近は、誰でも使用済又は未使用の日用品をフリマアプリやオークションサイト等によりインターネットを介して売却することができるようになった。加えて、人々の嗜好性や価値観の多様化、こだわりの強さを反映して、当初の取得価額（購入価額）を大きく上回る金額で取引されることも多くなってきた。このことから、生活用動産の譲渡により差益を稼ぐことも可能となっており、生活用動産の譲渡益であるから当然のように非課税所得になるとすると考えると、課税上の不公平が生ずるようなことも起こる。では、どのような基準によって課税又は非課税を区別すればよいのか。課税対象となるとして、その所得区分は何にな

るかを検討する。

次に、法9条1項15号、法施行令29条に規定する「学資に充てるため給付される金品」に係る非課税措置に関連して生ずる問題を取り上げる。特に、直接給付される金品ではなく、奨学金として貸与された金員の債務免除益が非課税所得となるかどうかを検討する。学資金の債務免除益の取扱については、平成28（2016）年の所得税法改正により、過去には課税対象とされていたものが、非課税に変更された。この改正自体は適正なものと解されるが、非課税所得に変更するための経緯及び論理はどのようなものであったのかについて考察したうえで、将来的な発展の方向を提案することにする。

ところで、所得税が課されないこととされている利得は、実は相当多様なものがある。典型的には、法9条1項1号から19号までに列挙されている非課税所得であるが、そのほかにも、所得税法以外の個別根拠法により非課税とされているものもある。これらをその性質に応じて分類すると、次のようになる⁽²⁾。

第1は、社会政策的配慮に基づき非課税と

されている利得である。具体的には、増加恩給、傷病賜金、遺族恩給等（法9条1項3号、法施行令20条）、介護保険の保険給付（介護保険法26条）、健康保険の保険給付（健康保険法62条）、国民健康保険の保険給付（国民健康保険法68条）、雇用保険法の失業等給付（雇用保険法12条）、生活保護の給付（生活保護法57条）、児童福祉の支給金品（児童福祉法57の5条）、児童手当（児童手当法16条）などがあげられる。

第2は、担税力が弱いことに基づき非課税とされている利得である。具体的には、生活用動産の譲渡所得（法9条1項9号、法施行令25条）、資力を喪失し債務を弁済することが著しく困難な場合の強制換価等による譲渡所得（同項10号、法施行令26条）、学資金・扶養義務者相互において扶養義務を履行するための給付金品（同項15号、法施行令29条）、人身事故等に対する損害賠償金（同項18号、法施行令30条）、物納による譲渡所得（租特40条の3）などがあげられる。

第3は、必要経費として費消される性質のために非課税とされている利得である。具体的には、給与所得者に対する旅費給付（法9条1項4号）、同通勤費（同項5号、法施行令20条の2）、職務の性質上欠くことのできない現物給与（同項6号、法施行令21条）、国外勤務者に対する在外手当（同項7号、法施行令22条）などがあげられる。

第4は、少額免除、貯蓄奨励等の観点から政策的に設けられた非課税とされる利得である。具体的には、当座預金の利子（法9条1項1号、法施行令18条）、子ども銀行の預貯金の利子等（同項2号、法施行令19条）、障害者等の少額預金の利子等（法10条）、障害者等の少額公債の利子（租特4条）、勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等（租特4条の2）、勤労者財産形成年金貯蓄の利子等（租特4条の3）、勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等（租特4条の4）、特定寄附信託

の利子（租特4条の5）、納税準備預金の利子（租特5条）、特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子（租特7条）、納税貯蓄組合預金の利子（納税貯蓄組合法8条）などがあげられる。

第5は、他の租税との二重課税を避けるために非課税とされている利得である。これには、相続・遺贈・個人からの贈与により取得するもの（法9条1項17号）があげられる。

第6は、その他の様々な政策的措置として設けられた非課税措置で、外国政府等の職員の給与（法9条1項8号、法施行令23条）、文化功労者年金・ノーベル賞等の一定の賞金（同項13号）、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品（同項14号、法施行令28条）、公益信託の信託財産につき生ずる所得（法11条2項）、特定寄附信託の利子（租特4条の5）、国等に対して財産を寄附した場合又は重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得（租特40条、40条の2）があげられる。

そして、以上のほか、国税庁の通達により、いわゆる少額不追求という趣旨で非課税の取扱とされているものも様々ある（給与等に係る経済的利益に多い。たとえば、所基通28条関係、36-21～35の2、36-38の2、36-44、36-47、36-48等を参照）。

本稿で取り上げるのは、以上のうち、特に「担税力が弱いことに基づき非課税とされている利得」についてである。

II フリマアプリ、オークションサイト等による生活用動産の譲渡益

1. 所得税法9条1項9号等の制度趣旨

資産の譲渡による所得は、原則として、譲渡所得として、所得税の課税対象となる（法33条1項）。しかしながら、その例外として、「自己又はその配偶者その他の親族が生活の

用に供する家具、じゅう器、衣服その他の資産で政令で定めるものの譲渡による所得」については、非課税所得として、所得税は課されない（法9条1項9号）。そして、ここにいう「政令で定める」資産とは、「生活に通常必要な動産のうち、次に掲げるもの（1個又は1組の価額が30万円を超えるものに限る。）以外のものとする」とされており、具体的には、①貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べっこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品並びに七宝製品、②書画、こつとう及び美術工芸品が掲げられている（法施行令25条）。

この法に規定する「自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する」資産ないし政令に規定する「生活に通常必要な動産」（これらを併せて「生活用動産」とすることにする。）に係る非課税規定は、シャウプ勧告に基づく昭和25（1950）年度税制改正における譲渡所得課税の整備の際に創設された。その立法理由については、①少額所得不追求という執行上の配慮、②「家庭用動産は、本来投資または投機的目的として所有しているものではなく、通常の場合には、その購入価格または取得価額以上で売却できるのは、価格的一般的な変動以外には殆んど考えられない」⁽³⁾という事情、③「減価する資産については、取得価額として売却代金から控除する“未償却残額”は、税法上画一的に定められた耐用年数により計算されるため、その“譲渡益”はたまたま計算上生み出された利益に過ぎない面があること」⁽⁴⁾、④「生活上の節約について所得として課税する結果ともなりかねないこと」⁽⁵⁾といったことが掲げられてきた⁽⁶⁾。

これらのうち、現在でも説得的であると筆者が考えるのは、①及び②の理由である。というのは、③は、現在の譲渡益の計算に一般的にあてはまる問題であり、生活用動産に限って生ずるわけではないこと、また、④は、現在の経済状況には一般的にはあてはまらず、

仮に経済困窮者に対する配慮が必要であるとしても、それは、譲渡所得に係る特別控除額（法33条3項・4項）又は①の少額所得不追求により解決されるべきであるからである。

他面、上記の法9条1項9号及び法施行令25条の適用対象となる生活用動産については、譲渡損失が生じたとしても控除されず（法9条2項1号）、また、上記規定の適用対象とならない生活用動産、すなわち法施行令25条かつこ書きの「1個又は1組の価額が30万円を超える」貴金属類や書画骨董のような動産（法施行令25条1号・2号）は、生活に通常必要でない資産の一種として、譲渡所得の課税対象とされるものの（法62条1項）、その譲渡損失は他の所得との損益通算が認められない（法69条2項、法施行令178条1項3号）。その理由は、「この種の資産の譲渡損は、家事消費的性質が強いとみたものと考えられる」⁽⁷⁾からであると説明されている。

この説明を前提にすると、家事費等の必要経費不算入等に関する法45条1項1号の規定や資産損失に関する法51条1項・4項の規定は、いざれも不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に関するもので、譲渡所得は適用対象とされていないので、その代わりに、譲渡所得に係る必要経費不算入の特例に相当するものとして、法9条1項9号及び法施行令25条の規定が設けられているということになるのではないかと思われる。

2. 生活用動産の譲渡手段の多様化による新たな課税問題

前述したように、生活用動産の譲渡所得が非課税とされた主な理由は、少額所得不追求と取得価額以上で売却できる可能性が通常はほとんどないと考えられたことにあった。確かに、制度創設の頃は、生活用動産の譲渡手段は、「がらくた市（蚤の市）」等に出品するか、ガレージセールをするかで、いざれにせ

よ買い叩かれることの多い取引しかなかったであろうし、また、その後の経済成長期においては、新製品が大量生産・販売される中で、いわゆる中古品が取得価額（当初の購入価額）を上回る価額で取引されることも極めてまれであったといえよう。

しかし、現在では、インターネットが普及し、国内・国際を問わず、不特定多数の多様な価値観を持つ人とつながる手段ができ、かつ、ラクマ、メルカリ、ヤフオク！、eBay、carousell、Poshmark 等の、誰でも気軽に利用できるフリマアプリないしオークションサイトが多数運営されるに至り、また言語の自動翻訳機能が進化することにより、状況は一変した。日本では旧式の商品であっても、外国では初めて見る商品となれば需要があるし、また、今では手に入らない商品であれば、旧式の商品が好きな人にとっては、いわゆる貴金属や骨董品ではない生活用動産であっても価値は上がる。こうした事情を基礎として、ある生活用動産を不要とする人と必要とする人とを結びつけ、新たな価値を付加したのがフリマアプリやオークションサイトであることができる。

もちろん、すべての生活用動産が値上がりするわけではない。多くの生活用動産は中古になれば取得価額以下となるであろう。しかし、人々の嗜好や価値観の多様化によって、普通のありふれた中古の生活用動産でも、限られた人の間で高値で取引されるようになると、転売ヤーと呼ばれる人が登場して値をつり上げ、それをきっかけに多くの人々が関心を持ち始めて、その品物が一般的に値上がりする傾向がある。このような現象は、どの中古商品にも起こる可能性があり、貴金属類や書画骨董のように具体的な品物の種類をあらかじめ一般的に「生活に通常必要でない資産」として法定できるものではない。にもかかわらず、ひとたび人気の出た中古商品を譲渡すれば高額の差益を得ることができる。それが

生活用動産の譲渡に係る現代的課税問題であるということができよう。

3. 国税不服審判所裁決の紹介と検討

裁判において「生活に通常必要」な資産となるかどうかが争われたものとしては、過去には、サラリーマンの自家用車（神戸地判昭和 61 年 9 月 24 日訟月 33 卷 5 号 1251 頁、大阪高判昭和 63 年 9 月 27 日訟月 35 卷 4 号 754 頁、最判平成 2 年 3 月 23 日判時 1354 号 59 頁）⁽⁸⁾、マカオの賭博用チップ（京都地判平成 8 年 1 月 19 日行集 47 卷 11・12 号 1125 頁、大阪高判平成 8 年 11 月 8 日行集 47 卷 11・12 号 1117 頁）⁽⁹⁾、ホテルコンドミニアム（ないし分譲型ホテル客室）（ただし、この事案は正確には生活に通常必要でない資産に該当するかどうかが争点となったものである。盛岡地判平成 11 年 12 月 10 日行集 26 卷 6 号 831 頁、仙台高判平成 13 年 4 月 24 日税資 250 号順号 8884）⁽¹⁰⁾など、相当数があった⁽¹¹⁾。しかし、これらの資産の特色は、生活に通常必要といえるかどうか疑義があるものであったり、品物自体が元々高額なもののが多かった。

これに対して、たとえば、T シャツ、スニーカー、キャラクターグッズ等のように、品物自体の性質としては、日用品として通常必要であることが明らかな、かつ廉価な品物であるにもかかわらず、個人的な嗜好であるとか、他の人がほしくても入手できないものを持っているという優越感といった、物自体の価値というよりは買手の側の心理的付加価値により高額となる品物についても、当然に非課税となる生活用動産の譲渡に該当するといえるであろうか。

このような性質の品物が非課税となる生活用動産に該当するかどうかが争われた事案としては、国税不服審判所平成 23 年 6 月 17 日裁決（裁決事例集 83 号）⁽¹²⁾がある。この事案の争点は多岐にわたるが、本稿に関連する争

点は、個人で複数の焼肉店を経営する女性経営者（審査請求人）が、自己が使用したとする下着、靴及び靴下（ストッキング）等をフリマアプリを使って販売した収入金額が課税対象となるかどうかであった。

ここで出品された下着等は、高額な商品ではなく、普通一般に販売され多くの人によって使われているものであったが、審査請求人は、愛好者等の興味を喚起する様な扇情的な表現等を用いてインターネット宣伝を行い、本来の事業用（焼肉店用）銀行口座とは別の預金口座を開設したうえ、1年間で計67回にわたるオークション販売を行い、取得価額を上回る多額の収入金額（ただし、具体的な金額は公表裁決には表示されていないので不明。）を得ていた。

国税不服審判所は、「その販売の回数、方法、態様及び決済代金額等にかんがみると、請求人の下着等の販売は、生活用品としての下着等の時価相当額による売買の域を超えて、女性が着用等した下着等という商品を新たに創出してこれを時価相当額を上回る付加価値付きの価額で愛好者に販売する行為ということができるから、……生活用動産の譲渡による所得を非課税とした趣旨にかんがみても、当該下着等の譲渡による所得は、所得税法上の生活に通常必要な動産の譲渡による所得に当たらないというべきである」。そして、「資産の譲渡による所得が営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得に該当するか否かの判断に当たっては、資産の売買回数、数量又は金額、売買に当たっての広告、宣伝等の方法等を総合して判断すべきものであるところ、<本件事実関係からすれば一岩崎注>請求人が行った下着等の販売は、……『営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡』であると認められるから、本件オークション収入から生ずる所得は、譲渡所得に該当しないと認められる」。そうすると、本件所得の区分としては、「本件オークション収入から生ず

る所得には、営利性・有償性及び反復継続性は認められるものの、上記の事実関係から直ちに請求人の危険と計算による企画遂行性があるとまではいえないこと、……請求人は、本件各店舗において焼肉店を営んでおり、生活の糧を本件各店舗からの所得により得ていると認められること、インターネット上の〇〇〇〇のための格別の人的物的設備を有しているとは認められないこと、本件オークション収入を得るために相当程度の精神的、肉体的労力を用いたものとは認められないことなどの諸点を総合して勘案すると、本件オークション収入から生ずる所得は事業所得にも該当しないというべきであるから、雑所得に該当すると認められる」と裁決した⁽¹³⁾。

しかしながら、私見では、この裁決の解釈とは異なる考え方も成り立つのではないかと考えている。

まず、第1の考え方は、次のようなものである。生活用動産に係る譲渡所得の非課税に関する条文（法9条1項9号・法施行令25条）を振り返ると、当該動産は、生活の用に供する「家具、じゅう器、衣服」など、その用途に応じた具体的な品物の個性に基づいて規定されている。そうであるならば、公表裁決の事案で問題となった下着、靴及び靴下等は、形式には日用品として生活の用に供する動産に該当し、それを購入した者が当該動産をどのように利用するのか、どのような個人的な嗜好に基づき価値を認めているのかといった、購入者の心理的付加価値は無関係であると解すべきであろう。なぜなら、購入者の内心によって、販売者における利得について課税となるか非課税となるかが決まるというのには、誰に対しても同じように適用されるべき租税法の解釈としては不合理だからである。そうすると、仮に使用済であることに特別な価値を付加する者がいたとしても、品物自体の性質が下着、靴及び靴下等という日用品であれば、生活用動産であることに変わり

はないので、文理解釈ないし法の厳格解釈の観点からは、当該動産の譲渡による利得は非課税所得になるとする解釈が成り立つ。これは、租税法律主義に適合した解釈ということができよう。

これに対して、第2の考え方は、次のようなものである。たとえ生活の用に供する日用品であったとしても、それに何らかの方法で加工を加え（たとえば自己が使用するという新品にはない要素を加え）、これによって当該日用品の通常取引価格よりも高額で販売できる新たな付加価値を持つ新商品を生産したとみることができるとする場合には、その新商品の販売を暦年中に営利を目的として継続的に行っていれば、事業所得又は雑所得の課税対象となりうるとする解釈である。そうすれば、公表裁決の解釈が正当であると考えられるし、また、この解釈によれば、生活用動産を譲渡して年間数百万円の所得を稼得していたとしても全く所得税が課されないという不合理を防ぐことができ、担税力に応じた課税を基本とする租税公平主義の考え方にも合致することができよう。ただし、この考え方は、法9条1項9号・法施行令25条の文理から直ちに導くことはできないという弱点がある。

そうすると二通りの解釈が合理的に可能であって、個人的に収集していたTシャツ、スニーカー、キャラクターグッズ等をフリマアプリ等を使って譲渡した場合でも、それらの品物が生活用動産である限りは、非課税となるという解釈と、他方、生活用動産であっても、それに（容易には手に入らないものを販売するという）新たな付加価値をつけて、営利を目的として継続して譲渡している場合には、事業所得又は雑所得の課税対象となり、売主が主としてその販売により生活の糧を得ている場合には事業所得、そうでない場合には雑所得となるとの解釈も成り立つように思われるのである。

4. インターネット取引に対応した法的整備の必要性

最後に、立法論的検討を加えておきたい。前述したように、現在は、フリマアプリ等の譲渡手段を使うことにより、生活用動産を譲渡することが一般的に可能となっており、かつ、買手の嗜好、価値観といった心理的要因によって、どのような生活用動産であれ突然として高付加価値がつくことが起こっている。こうした事情は、生活用動産の譲渡に係る非課税規定が創設された頃にはほとんどなかつたことなので、現在では、生活用動産の譲渡であるからといって、一般的に非課税所得とするのが適切かどうかを再検討する必要があるのでないかと考える。

立法論的には、生活用動産の譲渡については、非課税規定（法9条1項9号）から削除し、所得税法本法適用の譲渡所得の対象としたうえで、法62条の「生活に通常必要でない資産の災害による損失」の規定に、条文見出しを変更したうえで、「生活に通常必要な動産の譲渡により生じた損失の金額」を書き加え、これに伴い法施行令178条1項を改正して、生活に通常必要な動産の譲渡により生じた損失はないものとする旨の規定（現行の法9条2項1号に相当する規定）を挿入するとともに、現行の法施行令25条所定の貴金属類及び書画骨董で1個又は1組の価額が30万円を超えるものについては、生活に通常必要でない資産と同様に扱えるように法施行令178条1項3号を修正して書き加えるというのはどうであろうか。なお、もし営利を目的として継続的に生活用動産の譲渡が行われた場合には、譲渡所得の対象から外れて（法33条2項1号）、その規模と態様に応じて、事業所得又は雑所得の対象とすることには変わりはない。

III 法人からの学資貸与金に係る債務免除益

1. 所得税法 9 条 1 項 15 号等の制度趣旨

法 9 条 1 項 15 号、法施行令 29 条により、学資に充てるため給付される金品に係る所得は、非課税とされている。「学資に充てるため給付される金品」(これを「学資金」ということにする。)に係る非課税制度は、申告納税制度を初めて導入した昭和 22(1947) 年の所得税法の大改正の際に設けられ、当初は、「旅費、学資金及び法定扶養料」(同法 6 条 3 号) に係る所得については、所得税を課さないと規定された。その後、この規定は、昭和 40(1965) 年の所得税法全文改正の際に、「学資に充てるため給付される金品 (給与その他対価の性質を有するものを除く。) 及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品」(同法 9 条 1 項 19 号) と定められて以来、項号の移動はあったものの、平成 28(2016) 年に改正されるまで、法文の表現自体は変わらなかつた⁽¹⁴⁾。

ところが、近年になって、地域医療を担う医師の不足と偏在化が問題となり、平成 15

(2003) 年 11 月には、厚生労働省、総務省及び文部科学省は、地域医療に関する関係省庁連絡会議を設置して、へき地を含む地域における医師確保対策やそのための医師養成のあり方を検討することを決定した。翌平成 16

(2004) 年 2 月には、3 省庁合同で取り組むべき課題を確認したうえ、平成 17(2005) 年 8 月には「医師確保総合対策」をとりまとめ、まず医療資源の集約化・重点化に関する対応策が行われた⁽¹⁵⁾。そして、平成 19(2007) 年度からの医療制度改革において、へき地医療対策等に係る医療連携体制、地域医療対策協議会の制度化等、地域や診療科における医師偏在への対応のための措置が実施され、また、地域医療対策協議会においては、大学医学部・大学病院関係者も構成員として参画したうえで、医師の確保・配置対策等について検討が

行われた⁽¹⁶⁾。

このような医師確保総合対策の一環として⁽¹⁷⁾、各地方公共団体では、地域医療確保対策として、医学生・看護学校生等に対して学資金を貸与し、当該医学生・看護学校生等が卒業後一定期間、当該地方公共団体が指定する医療機関に勤務した場合には、当該学資金の返還債務を免除する制度を設けるようになった。また、同様にして、民間の大規模医療機関も、医師・看護師の安定的な確保を目的として、医学生・看護学校生等に対して学資金を貸与する制度を設け、当該医学生・看護学校生等が卒業後一定期間、当該医療機関に勤務した場合に、当該学資金の返還債務を免除する独自の制度を設けるようになった。

これらの制度による債務免除益については、当時の旧法 9 条 1 項 15 号の規定によれば、貸与した地方公共団体が指定する医療機関が、当該地方公共団体が設置主体ではない医療機関(他の地方公共団体が設置主体である医療機関や民間医療機関など)の場合には、非課税所得に該当する学資金となるのに対して、貸与した地方公共団体が指定する医療機関が、当該地方公共団体の設置する医療機関である場合には、債務免除益は旧法 9 条 1 項 15 号かつこ書き所定の「給与その他対価の性質を有するもの」として非課税所得から除外されたため、給与所得として課税対象とされた。また、民間の医療機関が独自に設ける学資金の貸与制度の場合には、勤務先指定医療機関は貸与医療機関となっているのが普通であるので、債務免除益はやはり給与所得として課税対象となると解された。

しかしながら、医学生・看護学校生等への学資金は、貸与額が多額であり⁽¹⁸⁾、かつ債務免除となる時点では、当該資金を使用した後であるため、返還免除時点で通常の給与額に加えて債務免除益を含めたうえで所得税が課された場合、担税力に比して極めて重い租税負担になると批判された。また、貸与した地

方公共団体の設置する医療機関や民間医療機関に勤務すると重い所得税が課されるのであれば、当該医療機関の安定的な医師・看護師の確保にはならず、医師・看護師の偏在化も改善されない結果となる。こうした状況の下、厚生労働省は、平成 28 (2016) 年度の税制改正要望として、医学生等に貸与した学資金の債務免除益について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置を講ずることを求めたのである⁽¹⁹⁾。

以上のような経緯を経て⁽²⁰⁾、平成 28 (2016) 年度の所得税法の一部改正により、現法 9 条 1 項 15 号は、「学資に充てるため給付される金品(給与その他対価の性質を有するもの(給与所得を有する者がその使用者から受けるものにあっては、通常の給与に加算して受けるものであって、次に掲げる場合に該当するもの以外のものを除く。)を除く。)」と二重除外の文言が加えられ、非課税から除外される例外(すなわち、課税対象とされる場合)として、イ～ニが列挙された。これにより、<給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受ける>債務免除の金額(債務免除益)は、非課税所得とされる学資金に含まれることとされたのである。そして、具体的な取扱についても、所得税基本通達が改正され、その 9-14 ないし 9-16 が定められた。

2. 国税不服審判所裁決の紹介と検討

以上のように、学生時代に受けた学資金について、就職後に使用者から債務免除を受けた従業員側の所得税に関する取扱については所得税法等の一部改正により決着したのであるが、これと関連して、貸与金を支出した医療法人側の法人税の課税取扱はどうなるかという問題が生ずる。

この点についての興味深い裁決が、国税不服審判所平成 25 年 3 月 18 日裁決(裁決事例集 90 号)⁽²¹⁾である。この事案は、医療法人である審査請求人(以下「請求人」という。)が、

請求人に勤務する職員で看護師等の資格取得のために看護専門学校に入学した者に対し、奨学金として負担した金員を支出した各事業年度の損金の額に算入して申告したところ、処分行政庁である税務署長が、当該金員は債務免除条件付きの貸付金であるため支出した各事業年度の損金の額に算入することは認められないなどとして更正処分等を行ったのに對し、請求人が、当該金員は支出した各事業年度の損金の額に算入すべきであるなどとして同更正処分等の全部取消しを求めたものである。

国税不服審判所は、請求人が奨学金につき定めている「本件貸与規則には返還義務が定められており、……請求人と本件各奨学金受給者との間では、本件奨学金の支給に当たり、同規則に基づいて支給されることの合意があると認められるから、本件貸与規則は、民法第 587 条の規定する金銭消費貸借を定めたものと評価できる。<中略>また、本件奨学金の返還については、本件貸与規則第 7 条第 2 項が定めるとおり、一定期間の勤務を条件に免除されることが予定されていることから、本件奨学金は債務免除の条件が付された貸付金であると解するのが相当である。よって、本件奨学金は、支給時点においては貸付金であることから、損金の額に算入される余地はない。<中略>請求人は、既に退職した P を除く他の本件各奨学金受給者に対し、本件奨学金の返済を免除する旨の意思表示をした証拠は存在せず、返還免除をした事実が認められないことからすると、本件各事業年度終了の日までに本件各奨学金を損金の額に算入することはできない」と裁決した。

この裁決に基づくと、学資金を貸与した医療法人としては、貸与期間中は、貸付金処理をしたうえで、返還免除という債務免除ないし債権放棄をした時の属する事業年度の法人所得計算に当たり、貸倒損失として損金算入をすべきであるということになろう。

3. 法人における人材確保と教育格差の是正との調整策

前述した法改正及び裁決例を総合すると、医療法人等が大学医学部の学生や看護学校の学生を対象に、学資金を貸与し、当該学生が学校を卒業後、一定期間、当該医療法人等に勤務した場合には、その勤務期間に応じて、当該学資金の返還を免除する制度を設けられたので、当該医療法人等としては、当該医師及び看護師が受ける学資金の返還免除額については、法9条1項15号に該当する非課税所得として、所得税の源泉徴収をしなくともよいということになる。他方で、当該医療法人等は、学資貸与金について債務免除を決定したときは、当該債務免除額を当該事業年度に係る損金として計上することができる。

しかしながら、たとえば、医療法人等から当該学資金の貸与を受けて勤務する医師が医療法人等を開設した院長の子息である場合には、学資金に係る非課税措置の除外項目である法9条1項15号ロ「法人である使用者から当該法人の使用人(当該法人の役員を含む。)の配偶者その他の当該使用人と政令で定める特別の関係がある者の学資に充てるため給付する場合」及び法施行令29条1項1号「当該使用人(法第9条第1項第15号ロに規定する使用人をいう。……)の親族」に該当するため、同医師に対する債務免除益は非課税所得とはならず、「給与その他対価の性質を有するもの」に該当するので、給与所得として源泉徴収する必要があるということになろう。

ところで、法9条1項15号の改正は、医師・看護師の偏在化対策として行われたのであるが、法文上は、医学生・看護学生に対する学資金貸与に限定されているわけではない。それゆえ、現在、様々な業種において生じている人材不足を解消するとともに、子供の貧困化による就学不能をも併せて解消する手段としても活用することができるのでないかと考えられる。

岸田内閣及び経済産業省は、「新しい資本主義」の柱の一つとして、「人への投資」を促進するという方針を打ち出し、学び直しや複業・兼業の支援を行っているが、私は、法9条1項15号も「人への投資」策として活用することができると考えている。せっかく行われた所得税法の本法改正なのであるから、これをより有効に発展させるべきではなかろうか。

IV おわりに：時代の変化と制度をどのように調和させるか

以上、本稿においては、所得税法上の非課税所得として掲げられている生活の用に供する衣服その他の資産の譲渡による所得(法9条1項9号)、学資に充てるため給付される金品(法9条1項15号)の意義と範囲について、制度趣旨に照らしながら、検討してきた。

今日では、立法当初の社会・経済活動とは異なる新しい状況が出現していることによって、非課税の判断がより難しくなってきていくことは明らかである。本稿においては、担税力が弱いことに基づき非課税とされている利得(非課税所得)の内容について検討をしたが、ほかの目的から設けられている非課税所得についても、個別に検討すれば、新たな問題が起こりうるのではないかと思われる。所得税の非課税措置は、租税公平主義に配慮しながら、適宜、時代の変化に対応したものに改正していく必要があろう。

- (1) 本稿は、既発表の岩崎政明「非課税所得の判定基準」税務事例研究 188 号 31-55 頁（公益財団法人日本税務研究センター、2022 年 7 月）の内容の一部を削除し、また一部を加筆補正して、税務大学校公開講座のための講演用に執筆し直したものである。より詳しくは、同論文をご覧いただければありがとうございます。
- (2) 注解所得税法研究会編『注解所得税法（6 訂版）』（大蔵財務協会、2019 年）248-249 頁、武田昌輔監修『DHC コメンタール所得税法 2 卷』（第一法規、2022 年 1 月追録加除済）327 頁を参照したうえ、岩崎が現行法の条文に改訂したものである。
- (3) 泉美之松『所得税法の読み方』（東京教育情報センター、1973 年）115 頁。
- (4) 注解所得税法研究会編・前掲注（2）829 頁。
- (5) 注解所得税法研究会編・前掲注（2）829 頁。
第二次世界大戦直後の頃に庶民に多く生じた『タケノコ生活者』、すなわちタケノコの皮を剥ぐように、服や家具を売って、ギリギリの生活費を捻出している者に課税をするのは酷である考えられたことが根拠となっている。
- (6) 注解所得税法研究会編・前掲注（2）828-829 頁、武田監修・前掲注（2）385 頁。
- (7) 注解所得税法研究会編・前掲注（2）829 頁。
- (8) この一連の裁判に関する解説として、金子宏ほか編『ケースブック租税法（第 5 版）』（弘文堂、2017 年）247 頁を参照。
- (9) 事件の解説として、酒井克彦『裁判例からみる所得税法（2 訂版）』（大蔵財務協会、2021 年）726 頁を参照。
- (10) 事件の解説として、酒井・前掲注（9）479 頁を参照。
- (11) これらの裁判例に関する検討としては、村井泰人「生活用資産を巡る所得税法上の諸問題」税大ジャーナル 10 号（2009 年）195 頁を参照。
- (12) <https://www.kfs.go.jp/service/JP/83/15/index.html>。なお、公表裁決事例集は、平成 22 年分以降は冊子による公表は行わず、国税不服審判所ホームページへの掲載のみとなった。
- (13) 本裁決の紹介と検討については、高木良昌「生活用財産名目の売買に伴う所得」税理 62 卷 15 号（2019 年 12 月号）30 頁以下も参照されたい。
- (14) 武田監修・前掲注（2）469 頁も参照されたい。
- (15) 文部科学省の取組として、
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/029/toushin/attach/1408078.html
(2022/2/20 確認)
- (16) 厚生労働省の取組として、
https://www.mhlw.go.jp/topics/2006/08/dl/tp083_1-1d.pdf (2022/2/20 確認)
- (17) 内閣府によるとりまとめとして、
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/priority/tenken/k_3/19html/s_5_2.html
(2022/2/20 確認)
- (18) 特に医学生の場合、学費・実験実習費等がもともと高いうえ、貸与期間が 6 年間になるため卒業までの貸与合計額が約 1,500 万円程度になると試算されていた。
- (19) https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000096732.pdf (2022/2/20 確認)。特に、同概要書の 5 頁。
- (20) 武田監修・前掲注（2）469 頁も参照されたい。
- (21) <https://www.kfs.go.jp/service/JP/90/09/index.html> (2022/2/20 確認)